2　（略）

3　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。

一　第一項第六号の保護具を使用する必要があること

二　第一項第七号の保護具を携帯する必要があること

三　第一項第八号の措置を講ずる必要があること

（四アルキル鉛の混入に係る措置）

第四条　事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　作業場所の建築物を換気が十分に行われるように少なくともその三側面を開放したものとすること。

三　ドラム缶中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業により当該ドラム缶を空にしようとするときは、その内部に四アルキル鉛が残らないように吸引すること。

四　ドラム缶中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業を終了したときは、直ちに、当該ドラム缶を密栓し、かつ、その外面の四アルキル鉛による汚染を除去すること。

五　作業に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。

六　（略）

2　（略）

3　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

一　第一項第三号及び第四号の措置を講ずる必要があること

二　第一項第五号の保護具を使用する必要があること

（装置等の修理等に係る措置）

第五条　事業者は、令別表第五第三号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一　作業のはじめに四アルキル鉛等によつて汚染されている装置等の汚染を除去すること。ただし、作業のはじめに当該装置等の汚染を除去する作業を行うことが当該作業の性質上著しく困難であるときは、この限りでない。

二　作業（前号の汚染を除去する作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、この限りでない。

2　（略）

3　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、同項第一号ただし書の場合は、第一号の事項について、当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、第二号の事項については、この限りでない。

一　第一項第一号の措置を講ずる必要があること

二　第一項第一号の汚染を除去する作業に従事するときを除き、同項第二号の保護具を使用する必要があること

2　（略）

（新設）

（四アルキル鉛の混入に係る措置）

第四条　事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　作業場所の建築物を換気が十分に行なわれるように少なくともその三側面を開放したものとすること。

三　ドラムかん中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業により当該ドラムかんをからにしようとするときは、その内部に四アルキル鉛が残らないように吸引すること。

四　ドラムかん中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業を終了したときは、直ちに、当該ドラムかんを密栓（せん）し、かつ、その外面の四アルキル鉛による汚染を除去すること。

五　作業に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴（くつ）並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。

六　（略）

2　（略）

（新設）

（装置等の修理等に係る措置）

第五条　事業者は、令別表第五第三号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一　作業のはじめに四アルキル鉛等によつて汚染されている装置等の汚染を除去すること。ただし、作業のはじめに当該装置等の汚染を除去する作業を行なうことが当該作業の性質上著しく困難であるときは、この限りでない。

二　作業（前号の汚染を除去する作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴（くつ）並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、この限りでない。

2　（略）

（新設）